

毎週火、金曜日發行（但休日、および翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第二百三十三号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十一年五月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険条例制定認可
国民健康保険条例変更認可
公有水面埋立地の字の区域
- ◇ 内水面漁場管理委員会告示
あゆ採捕の禁止期間の延期
- ◇ 公 告 鳥取県立保育専門学院入学試験の合格者
二級建築士資格試験の実施

国民健康保険を行う町村 認可 条 例

気高郡鹿野町 鹿野町国民健康保険直営診療所条例

西伯郡日吉津村 日吉津村国民健康保険条例

日町郡伯南町 伯南町国民健康保険直営診療所設置条例

同 伯南町国民健康保険手数料徴収条例

日野郡溝口町 溝口町国民健康保険条例

認可 年 月 日

昭和三十一年四月二十四日

〃 一月二十六日

昭和三十年十月一日

同

昭和三十一年四月一日

福榮村	福榮村国民健康保険条例	昭和三十年十二月一日
同	福榮村税条例	同
同	福榮村国民健康保険直営診療所設置条例	同
同	福榮村国民健康保険直営診療所運営条例	同

鳥取県告示第二百四号

国民健康保険を行う次の市町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に

基き条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十一年五月二十二日
鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う市町村	認 可 条 例	認 可 年 月 日
鳥取市	鳥取市国民健康保険条例	昭和三十一年四月十八日
岩美郡宇倍野村	宇倍野村国民健康保険条例	同
気高郡鹿野町	鹿野町国民健康保険条例	昭和三十一年四月二十四日
東伯郡羽合町	羽合町国民健康保険条例	同
東伯郡北条町	北条町国民健康保険条例	同
西伯郡日吉津村	日吉津村国民健康保険条例	同
日野郡伯南町	伯南町国民健康保険直営診療所設置条例	昭和三十年十月一日

鳥取県告示第二百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十九条第一項の規定により、昭和三十一年五月二十日から境港市における公有水面埋立地の字の区域をそれぞれ次のとおり定めた。

昭和三十一年五月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 外江町字大杖七八八、七八九、七九〇、七九四、七九五及び八〇一の地先 九六九坪一合二勺を外江町字大杖に編入する。
- 二 外江町小字三軒屋離八〇二、八〇三ノ一及び八三〇の地先 一、六二九坪二合六勺を外江町小字三軒屋離に編入する。
- 三 外江町字矢ノ尻川東八六一、八六二、八六四及び八五六の地先 六六〇坪六勺を外江町字矢ノ尻川東に編入する。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基き昭和三十一年に限りあゆの採捕を五月三十一日まで禁止する。

昭和三十一年五月二十二日
鳥取県内水面漁場管理委員会
会長 江 原 勇

公 告

昭和三十一年度鳥取県立保育専門学院入学試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十一年五月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

（受験願書受付順）

- 北浦眞佐子、安場敦子、新田久仁美、谷尾和子、柴田美知枝、石田順子、岸本美智子、尾崎義子、福新幸子、安

倍博子、安藤則子、長田玲子、西口美和子、西田洋子、馬場美智子、藏本和子、平野惇子、加藤泰子、木口ヤヨイ、野口章子、松井清子、西村文枝、木下敬子、菅田富美恵、深田美紗子、前野南子、奥田倉子、松本一子、木下いつ子、池本春恵、藤井栄子、瀬川満子、白田正子

昭和三十一年度二級建築士試験公告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十一年度二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十一年五月二十二日

鳥取県知事 遠

茂

第一 受験資格

昭和三十一年七月二十八日までに次の各号の一つに該当する者

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学旧大学令（大正七年勅令第二百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六

十一号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又は、これらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者。

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者。

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。

四 建築に關して七年以上の実務の経験を有する者。

備考 外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十一年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十一年五月二十日から同年六月二十日まで。
（郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。）

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先

県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という）（郵送で請求する場合は表に「二級建築士試験申込用紙請求」と朱書した所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封して下さる。）

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

- (イ) 実務経歴書
- (ロ) 受験票
- (ハ) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(二) 写真（受験票にちよう付すること）

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは受験票に受験番号と係員の印を押し申込者に渡します。

第三

一 試験の期日及び時間割

第一日 七月二十八日（土曜日）

午前九時三十分から十一時三十分まで 建築計画
午後零時三十分から二時三十分まで 建築施工
三時から五時まで 建築構造

第二日 七月二十九日(日曜日)

午前九時三十分から十一時三十分まで 建築法規
午後零時三十分から五時まで 建築設計製図

備考 昭和三十年二級建築士試験に三科目、又は四科目に合格点を得てその科目の試験の免除を受けたものは、残りの科目の試験だけを受けて下さい。

二 試験の場所

鳥取市立川五丁目 鳥取県立鳥取高等学校

三 携行品

- (1) 受験票
- (2) 建築法規集(加除式法規集を含む)
- (3) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル三〇センチメートルの物指
- (4) 晝食
- (5) 上草履

四、合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において広告し、試験科目のうち三科目又

は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通知します。発表の期日は昭和三十一年九月中旬の予定です。

注 意

- (1) 申込後住所勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。
- (2) 詳細については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)同法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号)同法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合わせて下さい。(通信による場合は所要の郵便切手をはつたあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
印 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県